

横須賀市立うわまち病院跡地使用ガイドライン

横須賀市文化スポーツ観光部商業振興課

令和7年8月1日施行

目次

1. はじめに	・・・ P 2
(1) 本ガイドラインの目的	・・・ P 2
(2) うわまち広場について	・・・ P 2
2. うわまち広場の使用手続き	・・・ P 3
(1) 空き状況の確認	・・・ P 3
(2) 使用の申込み	・・・ P 4
(3) 使用の承認	・・・ P 4
(4) 承認された内容の変更	・・・ P 5
(5) 承認された内容の解除	・・・ P 5
(6) 備品の貸し出し	・・・ P 5
(7) 使用料	・・・ P 6
3. 使用承認後の手続き	・・・ P 6
4. 使用についての注意事項	・・・ P 6
(1) 禁止事項	・・・ P 6
(2) 遵守事項	・・・ P 7
(3) 留意事項	・・・ P 7
5. 使用後の注意事項	・・・ P 8
6. その他	・・・ P 8
(1) 緊急時の連絡先について	・・・ P 8
(2) お問い合わせ先	・・・ P 8
(3) その他	・・・ P 8

1. はじめに

(1) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、横須賀市立うわまち病院跡地の使用に関する要綱（令和7年8月1日施行）に基づき、市立うわまち病院跡地（以下「うわまち広場」といいます。）を活用して集客イベント等を実施するための具体的な手続きや留意点をまとめるとともに、使用上のルールについて詳細に解説したものです。

イベント等の主催を検討している方に本ガイドラインをご参照いただき、適切な使用を前提としながら、地域の活性化や賑わいの創出等に資するようなイベントが行われることを目的としています。

(2) うわまち広場について

(ア) うわまち広場の概要

- ・うわまち病院の解体工事が始まるまでの数年間、遊休地となる病院跡地をイベント等の開催により使用することができます。
- ・平日の使用に関して、敷地内で横須賀市立看護専門学校が授業等を行っているため、運営を妨げるような内容は実施できません。
- ・うわまち広場を使用できる時間は、原則午前8時から午後7時までです。
- ・うわまち広場の使用に際し、病院の建物内や、使用を申込んだ区画外の使用は原則できません。

(イ) うわまち広場の区画

- ・うわまち広場は、イベントスペース（区画A）、駐車場スペース（区画B）に分かれています。

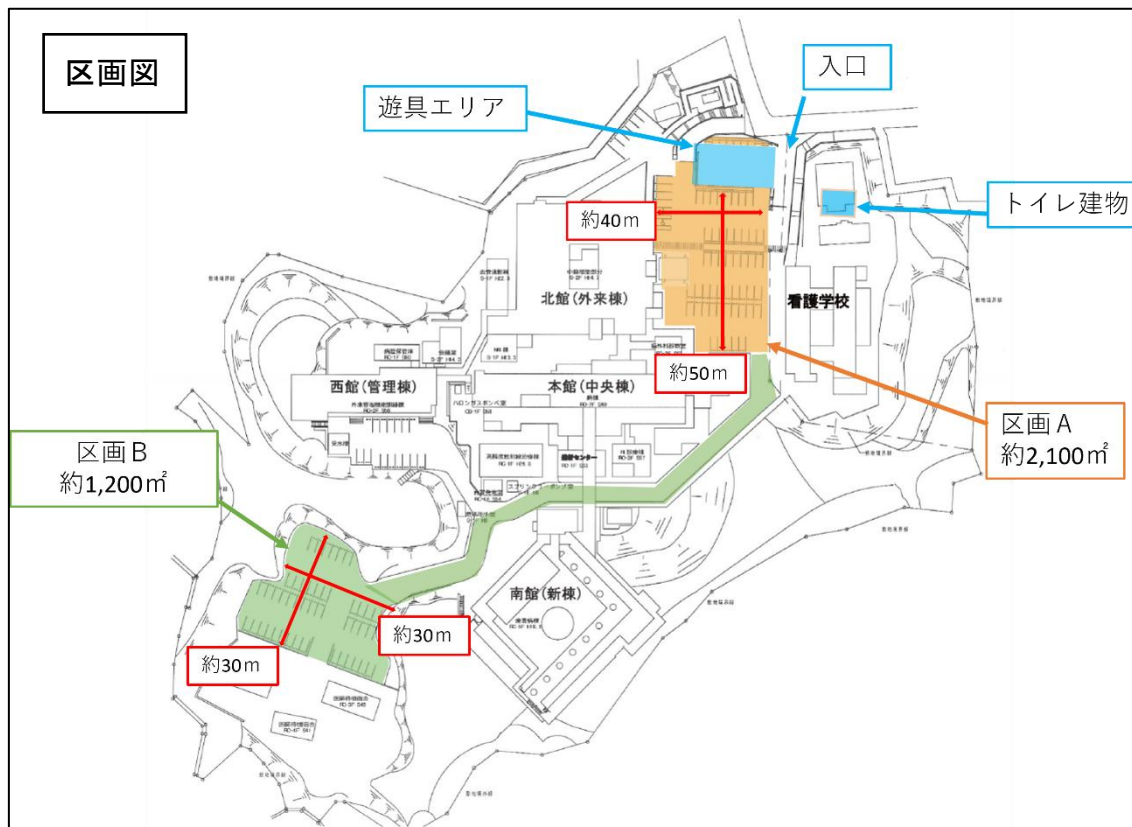
区画	面積	備考
区画A	約 2,100 m ²	区画内緩やかな傾斜あり
区画B	約 1,200 m ²	51 台駐車可能

区画A



区画B





(ウ) うわまち広場で使用できる設備

項目	設備の有無	備考
トイレ	有	女性トイレ・共用トイレ
電源	有	入口側、建物側に各4口 (一般家庭と同程度の電力)
水道	有	トイレ建物近くに1か所
備品	有	P5の備品一覧表を参照
救護室	有	トイレ建物の備品倉庫に空調設備あり
屋内施設 (イベントスペース)	無	病院入口に車寄せの屋根あり トイレ建物に備品倉庫あり

2. うわまち広場の使用手続き

(1) 空き状況の確認

・うわまち広場の空き状況の確認は、お電話にて受け付けています。

※空き状況は随時変更しますので、日程の確定は使用承認後となります。

横須賀市文化スポーツ観光部商業振興課 電話 046-822-8543

(2) 使用の申込み

- ・使用申込みをする際は、うわまち病院跡地使用申込書（以下「使用申込書」といいます。）等を提出してください。
- ・使用申込書は市のホームページからダウンロードできるほか、窓口で配布しています。
- ・提出物一覧表

必要書類	備考
使用申込書	記入例を参考に作成してください。
使用計画書	イベントの概要や詳細を記入してください。
使用計画図	区画をどのように使用するか記入してください。
案内チラシ	イベント開催日までに提出してください。
参加者名簿	※申込み者が個人の場合のみ、イベント開催日までに提出してください。
団体名簿	※申込者が法人、または団体の場合のみ提出してください。
活動履歴	※申込者が法人、または団体の場合のみ提出してください。

※使用申込書以外は、任意の書式で提出してください。

- ・提出できる期間は、使用日の3か月前から14日前までです。
例) 8月25日使用
5月25日から8月11日までに提出
- ・提出はe-kanagawa、メール、郵送又は直接持参により受け付けます。

e-kanagawa : <https://x.gd/ku0CJ> (利用者登録せずに申込可)
メールアドレス : cud-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp
郵送 : 〒238-8550 横須賀市小川町11番地 商業振興課宛



- ・必要に応じて関係機関との事前協議等を行ってください。
例) 消防署、保健所 等
※この手続きは、使用日までに完了していれば構いませんが、随時状況を伺うことがあります。

(3) 使用の承認

- ・申込書の内容を審査し、うわまち病院跡地使用承認書（以下「使用承認書」といいます。）により通知します。
- ・うわまち広場の使用を承認しないときは、その旨を連絡します。

(4) 承認された内容の変更

- ・うわまち広場の使用を承認された後、承認を受けた内容を変更する場合は、使用の14日前までに改めて使用申込みを行ってください。
- ・使用の変更を承認しないときは、その旨を連絡します。

(5) 承認された内容の解除

- ・うわまち広場の使用を承認された後に使用を中止する場合は、一度ご連絡ください。
- ・災害時や行政の目的による使用のため緊急的にうわまち広場を使用する場合、使用を解除することがあります。

(6) 備品の貸し出し

- ・備品倉庫（トイレ建物内）の備品の使用を希望する場合は、事前に使用申込書にその旨を記載し、申込み時に提出してください。
- ・備品一覧表

一覧	個数	参考写真	一覧	個数	参考写真
①長机	10		②長椅子	4	
③折り畳み椅子	7		④折り畳みパイプ椅子	17	
⑤丸椅子	10		⑥電源リール	2	
⑦立て看板	1		⑧スタンド看板	1	
⑨消火器	11		⑩看板付きカラーコーン	2	

⑪ カラー コーン	28		⑫ コーン バー	8	
⑬ バケツ	1		⑭ カゴ (大)	2	
⑮ 台車	2		⑯ ブルー シート	3	

※複数ある備品は、写真と異なる大きさ、種類の場合があります。

(7) 使用料

- ・うわまち広場の使用（設備含む）、備品の貸し出しは無料です。

3. 使用承認後の手続き

- ・広場内の鍵を、使用日の1週間前から商業振興課にて貸し出します。受取者はサインをして鍵を受け取ってください。
- ・鍵を貸し出す際に、広場使用後にご提出いただく「うわまち広場返却チェックシート」も併せてお渡しします。
- ・使用日までうわまち広場の下見や事前準備が必要な方は、商業振興課にご連絡ください。

4. 使用についての注意事項

(1) 禁止事項

- ・公の秩序又は善良の風俗を害する行為、又はそのおそれがある行為。
- ・横須賀市のイメージを損なうおそれがある行為。
- ・政治的又は宗教的行為。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為。
- ・うわまち広場の管理及び運営上支障があると認める行為。
- ・騒音、振動、臭気等により、周辺環境に著しい影響があると見込まれる行為。

- ・その他市長がうわまち広場の使用を不相当と認める行為。

(2) 遵守事項

- ・承認された事業以外の用途に使用しないこと。
- ・うわまち広場に危険品を持ち込まないこと。ただし、イベント等を行うに当たり、使用方法、注意事項を遵守し事故が発生しないよう留意し、使用者の責任において安全が確保できると判断されるときは、持ち込みを承認する場合がある。
- ・イベント等の実施にあたり、参加者の整理及び安全確保を行い、うわまち広場及びその周辺の歩行者並びに車両の通行を妨げないよう配慮すること。
- ・第三者とのトラブル及び事故は、使用者が責任をもって処理し、又は解決すること。
- ・うわまち広場を使用する権利を譲渡し、又は承継しないこと。
- ・使用者は、うわまち広場を使用する際に、使用承認書を携帯すること。
- ・うわまち広場が住宅地に位置することに留意し、大音量の音響機器や拡声器等の使用、その他による近隣住民の生活環境に支障を及ぼす行為を行わないこと。
- ・横須賀市立看護専門学校の授業等に支障が生じないよう、音量および人の動線に十分配慮して運営すること。
- ・気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 19 条の規定により「熱中症特別警戒情報」が発表された場合には、主催者の責任において、速やかに、事業等の延期または中止の判断を行うこと。
- ・その他規則等を遵守し、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(3) 留意事項

(ア) 歩行者の動線確保について

- ・イベント等への参加者や、遊具スペースの利用者がうわまち広場内を通行することを考慮し、車両の乗り入れや区画 B（駐車スペース）の使用に十分気を付けてください。

(イ) ゴミの処理について

- ・うわまち広場内にゴミ箱は設置していません。イベント等で発生したゴミは、使用者の責任により処理してください。
- ・イベント等の参加者に対しては、イベント等で発生したゴミを広場内又は広場周辺に捨てることのないよう周知を徹底してください。

(ウ) 喫煙について

うわまち広場は原則禁煙です。ただしイベントの内容により喫煙場所を設けたほうが良い場合、以下の事に注意し喫煙場所を設けても構いません。

- ・周辺住民、通行人の迷惑にならないよう配慮すること。
- ・喫煙場所には必ず灰皿等消火用具及び適切なごみ箱を設置し、清潔に保つこと。
- ・明確な表示や仕切りを設け、喫煙場所以外では喫煙しないよう注意を促すこと。
- ・喫煙場所の設置位置については、事前に商業振興課と相談すること。

5. 使用後の注意事項

- ・使用後は、事前にお渡しする「うわまち広場返却チェックシート」を記入し、必ず原状回復してください。
- ・広場内の鍵と「うわまち広場返却チェックシート」は、1週間以内に商業振興課へ返却・提出をお願いします。

6. その他

(1) 緊急時の連絡先について

- ・うわまち広場の使用に際して事件や事故が発生した場合、ただちに110番（警察）・119番（消防）通報をしてください。
- ・うわまち広場の使用当日に不測の事態が発生した場合、使用承認後にお知らせする、商業振興課の緊急連絡先へ連絡してください。

(2) お問い合わせ先

- ・本ガイドラインに記載の内容についてお問い合わせがある方は、商業振興課へご連絡ください。

(3) その他

- ・使用にあたり、本ガイドラインに記載の内容、及び横須賀市立うわまち病院跡地の使用に関する要綱、使用承認書に規定する使用承認条件を遵守してください。

問い合わせ・申込み先

横須賀市 文化スポーツ観光部 商業振興課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-8543

メールアドレス：cud-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp